静岡市スポーツ広場条例の一部改正について

静岡市スポーツ広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市スポーツ広場条例の一部を改正する条例

静岡市スポーツ広場条例(平成15年静岡市条例第129号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「第15条」を「第15条第1項」に改める。

第8条中「別表に掲げる施設又は設備について、第6条」を「静岡市由比川河川敷スポーツ 広場の夜間照明施設について第6条第1項」に改め、「(以下「有料施設等利用者」という。)」 を削り、「同表」を「別表第1」に改める。

第10条第1号及び第2号中「有料施設等利用者」を「第8条に規定する者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第10条の2 別表第2に掲げる施設又は設備について第6条第1項の規定による利用の許可を 受けた者は、第15条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に 支払わなければならない。

第12条中「広場の利用者」を「第6条第1項の規定による利用の許可を受けた者(次条において「利用者」という。)」に改める。

第13条中「第6条の規定による許可を受けた者」を「利用者」に改める。

第15条に次の4項を加える。

- 2 市長は、指定管理者に静岡市清水長崎新田スポーツ広場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができ

る。

別表中「第8条関係」を「第10条の2、第15条関係」に改め、同表1静岡市清水長崎新田スポーツ広場のスポーツ交流センターの使用料の表中「スポーツ交流センターの使用料」を「スポーツ交流センターの利用料金の限度額」に、

Γ 会議室 収容人員30人 1,230円 820円 820円 を 2,460円 Γ 多目的室 1,230円 820円 820円 2,460円 に、 Γ 会議室 1,380円 920円 920円 を 収容人員40人 2,760円 Γ 1,380円 920円 920円 多目的室 2,760円 に

改め、同表備考3中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額を」を「金額を」に改め、同備考4中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考5中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考6中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考7中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考10中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改め、別表2静岡市清水長崎新田スポーツ広場のスポーツ交流センターの附帯設備使用料の表中「附帯設備使用料」を「附帯設備の利用料金の限度額」に、

'					
	種類	単位	使用単位	使用料	を
					J
Γ					
	種類	単位	使用単位	金額	に

改め、別表3静岡市清水長崎新田スポーツ広場のテニスコートの使用料の表中「テニスコート の使用料」を「テニスコートの利用料金の限度額」に、

Γ			
	単位	使用料	を
			_
Γ			
	単位	金額	に

改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 「1利用区分帯」とは、第4条に規定するテニスコートの利用時間を当該利用時間の 開始時刻から2時間までごとに区分した時間帯をいう。ただし、次に掲げる時間につい ては、1時間までごとに区分した時間帯とし、その場合の利用料金の限度額は、1利用 区分帯につき510円とする。
- (1) 次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間
 - ア 4月1日から5月31日までの期間及び8月1日から8月31日までの期間 午後5 時から午後6時までの時間
 - イ 6月1日から7月31日までの期間 午後5時から午後7時までの時間
 - ウ 9月1日から10月31日までの期間及び2月1日から3月31日までの期間 午後3 時から午後5時までの時間
 - エ 11月1日から翌年の1月31日までの期間 午後3時から午後4時までの時間
- (2) 利用日の当日において、新たに同日の利用に係る第6条第1項の規定による利用の 許可を受けた場合における当該新たな許可に係る時間
- 2 第4条ただし書の規定により利用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、510円とする。
- 3 第5条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 4 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 別表4夜間照明施設使用料の表備考以外の部分を次のように改め、別表を別表第2とする。
- 4 静岡市清水長崎新田スポーツ広場の夜間照明施設の利用料金の限度額

区分	単位	金額
多目的グラウンド	1時間につき	1, 180円

附則の次に次の1表を加える。

別表第1(第8条関係)

静岡市由比川河川敷スポーツ広場の夜間照明施設の使用料

区分	単位	使用料
テニスコート	1時間につき	250円
多目的グラウンド	1時間につき	100円

備考 1時間に満たない利用時間がある場合は、当該利用時間を1時間とみなす。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例の施行の日において指定管理者となるものは、同日前においても、この条例による改正後の静岡市スポーツ広場条例第15条第3項の規定の例により同日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。